虐待防止指針

日本メディアマネジメント株式会社
療育支援きらめき 高屋教室

１.虐待防止に関する基本姿勢

当事業所は、利用児一人ひとりの人格と権利を尊重し、安全かつ安心して過ごせる支援環境の整備に努める。
職員は、いかなる理由があっても虐待及び不適切な支援を行わず、日々の支援の中で利用児の最善の利益を優先した関わりを実践する。
また、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、虐待の未然防止、早期発見、再発防止に組織的に取り組むものとする。

２.虐待の定義

身体的虐待	利用児に対して、故意に身体へ危害や苦痛を与える行為、又は行動を過度に制限する行為をいう。 また、支援上必要のない身体拘束や、本人の自由な行動を不当に制限する対応も身体的虐待に含まれる。 【具体例】 ・叩く、殴る、蹴る、強く押す等の暴力行為 ・身体を無理に引っ張る、押さえつける ・物にぶつける、威圧的に扱う ・無理やり飲食をさせる ・必要性のない身体拘束を行う ・本人の意思に反して長時間座らせる、立たせる ・部屋から出られないよう制限する ・職員都合で過度な行動制限や薬剤使用を行う ・その他、身体的苦痛や恐怖を与える行為
性的虐待	利用児に対して、性的な言動や行為を行うこと、又は本人が望まない性的な関わりを強要することをいう。 本人が拒否できない状況や、十分に意思表示できない状況下で行われる行為についても、性的虐待に該当する。 【具体例】 ・性的な接触や性的行為を行う ・本人の意思に反して身体へ触れる ・性的な発言やからかいを行う ・必要以上に身体や容姿について話題にする

	・キスや抱きつき等を強要する ・裸の状態にさせる、又は見せる ・わいせつな画像や動画を見せる ・更衣、排泄、入浴場面等を故意にのぞく ・本人の許可なく写真や動画を撮影する ・その他、本人に不快感や羞恥心を与える性的な行為や言動
心理的虐待	威圧的な言動や不適切な関わりにより、利用児に不安や恐怖、精神的苦痛を与える行為をいう。 また、本人の人格や気持ちを否定するような対応、孤立感を与える行為についても心理的虐待に含まれる。 【具体例】 ・大声で怒鳴る、威圧的な態度をとる ・「できない」「だめ」等、人格を否定する発言を繰り返す ・馬鹿にする、からかう、悪口を言う ・無視をする、必要な声掛けを行わない ・他児の前で必要以上に叱責する ・仲間外れにする、活動参加を制限する ・年齢や特性に配慮せず幼児扱いする ・失敗を過度に責める ・本人が不安になるような脅しや言動を行う ・その他、精神的負担や自己否定感につながる対応
放棄放置虐待	必要な支援や配慮を行わず、利用児の生活環境や心身の状態を悪化させる行為をいう。 また、適切な介助や支援を怠ることにより、安全や健康が損なわれる状態を放置することも放棄・放置（ネグレクト）に含まれる。 【具体例】 ・食事や水分を十分に提供しない ・体調不良時に必要な対応や受診を行わない ・排泄、清潔保持、更衣等の必要な支援を行わない ・汚れた衣服や不衛生な状態を放置する ・安全確認を怠る ・必要な見守りや声掛けを行わない ・学校や必要な支援・サービスの利用を不当に制限する ・本人の状況を把握せず長時間放置する ・危険な環境を改善せず放置する ・他者からの暴力や不適切な関わりを把握しても対応しない

経済的 虐待	本人の財産や金銭を、本人又は保護者の適切な同意なく使用・管理・制限する行為をいう。 また、本人が必要とする金銭の使用を不当に制限し、生活に支障を与える行為についても経済的虐待に含まれる。 【具体例】 ・本人名義の金銭や財産を無断で使用する ・預貯金や年金等を本人の意思確認なく管理・処分する ・必要な買い物や日用品購入のための金銭を渡さない ・理由なく金銭使用を制限する ・本人へ説明せず金銭管理を行う ・本人の同意なく契約や支払いを行う ・金銭を渡さない、又は著しく不足した額のみ渡す ・本人や家族をだまして金銭を受け取る ・その他、本人の利益を損なう不適切な金銭管理や財産管理

３．虐待防止体制及び事業所内組織に関する事項

虐待防止責任者は、事業所内における虐待防止体制の中心的役割を担い、利用児の権利擁護及び安全確保に努めるものとする。主な役割は以下のとおりする。

（１）虐待防止責任者の役割

①虐待防止委員会の開催及び運営補助
②虐待防止指針及び関連マニュアルの作成・見直し・周知
③職員に対する虐待防止研修及び権利擁護研修の企画・実施
④職員からの相談・報告体制の整備
⑤日常支援における不適切支援防止のための確認及び助言
　虐待防止担当者：仁科　めぐみ

（２）虐待防止担当者（虐待防止委員）の役割

①虐待防止に関する会議及び検討の実施
②虐待防止指針の作成、改訂及び職員への周知徹底
③虐待防止に関する研修の企画・実施
④虐待防止に関する相談・報告体制の整備
　虐待防止担当者：仁科　めぐみ

（３）虐待防止委員会の役割

①利用児及び保護者等からの虐待に関する相談・報告の受付
②職員からの虐待に関する報告及び相談への対応

③虐待事案の内容確認、事実関係の整理及び記録管理
④利用児本人の意向や状況把握を行い、必要な対応を検討すること

（４）虐待防止委員会の開催
虐待防止に関する課題の確認及び再発防止等を目的として、委員会を年１回以上開催する。また、必要に応じて臨時開催を行うものとする。

４．虐待防止に関する職員研修の基本方針
（１） 全職員に対し、権利擁護及び虐待防止に関する正しい知識の習得を目的とした研修を実施する。研修では、虐待防止に関する法令や基本的な考え方、不適切支援の防止、適切な支援方法等について周知し、本指針に基づいた支援の徹底を図る。
（２）虐待防止研修は、全職員を対象として年１回以上実施するものとする。また、新たに採用された職員に対しては、入職時に虐待防止及び権利擁護に関する研修を実施する。
（３）研修の実施にあたっては、開催日時、研修内容、使用資料及び参加者等を記録し、必要に応じて確認できるよう適切に保存管理を行う。

当事業所では、虐待及び不適切支援の防止を徹底するため、以下の取り組みを実施する
（１） 事故報告や苦情内容について原因分析を行い、再発防止に向けた改善策の検討及び実施を行う。
（２） 提供している支援内容を定期的に確認し、不適切な対応や虐待につながるおそれのある支援方法について見直しを行い、支援の質の向上に努める。
（３） 全職員を対象として、権利擁護及び虐待防止に関する研修や教育を継続的に実施し、適切な支援に対する理解と意識向上を図る。
（４） 虐待防止に関する指針及び各種マニュアルについて、定期的に内容を確認・改訂し、職員への周知徹底を行う。

５．虐待発生時の報告及び対応に関する基本方針
（１）虐待の早期発見及び報告体制
①利用児に対する虐待又は虐待が疑われる事案を把握した場合は、速やかに管理者及び虐待防止担当者へ報告する。
②職員は、日常の支援状況の中で虐待の早期発見に努め、小さな異変や不適切な関わりについても見逃さないよう努める。
③虐待に関する相談や報告を受けた場合は、事実確認を行い、必要に応じて関係機関への報告及び連携を行う。

（２）虐待防止に関する職員の役割

①施設内における虐待は外部から把握されにくい特性があることを十分理解し、職員は日頃の支援の中で利用児の様子や変化に注意を払い、虐待の早期発見に努めるものとする。

②職員は、虐待又は虐待が疑われる事案を確認した場合には、速やかに管理者及び虐待防止担当者へ報告する。報告を受けた際は、必要に応じて虐待防止委員会を開催し、関係機関への報告及び適切な対応を行う。

③必要に応じて、市区町村や関係機関等と連携を図り、事案の状況説明や情報共有を行いながら、再発防止及び適切な支援体制の整備に努める。

６．本指針の閲覧について

本指針は、利用児及び保護者等に対して適切に情報提供を行うため、事業所内への掲示や書面の備え付け等により、必要に応じて閲覧できる体制を整える。また、法人ホームページ等を活用し、広く周知を行うものとする。

７．その他、虐待防止推進のために必要な事項

当事業所は、権利擁護及び虐待防止に関する内部研修の実施に加え、外部機関や関係団体等が実施する研修会・講習会等にも積極的に参加し、職員の知識及び支援技術の向上に努めるものとする。

また、利用児の権利を尊重した適切な支援を継続できるよう、職員一人ひとりが日頃から自己研鑽に努め、支援の質の維持及び向上を図るものとする。

「変更・廃止手続」

本指針は、法令改正等に応じて適宜見直しを行う。

「附則」

この指針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

「改訂記録」

改訂日	改訂内容	承認者
令和８年６月１日	委員会体制	管理者